附則第二十四条の次に次の一条を加える。

（請求書等の保存を要しない課税仕入れの範囲等）

第二十四条の二　二十八年改正法附則第五十三条の二に規定する政令で定める場合は、五年消費税法第三十条第八項第一号二に規定する課税仕入れに係る支払対価の額が一万円未満である場合とする。

２　二十八年改正法附則第五十三条の二に規定する事業者が、同条の規定の適用を受ける課税仕入れを行った場合における当該課税仕入れに係る新令第四十六条の規定の適用については、同条第一項第六号中「掲げる課税仕入れ」とあるのは、「掲げる課税仕入れ又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十三条の二の規定の適用を受ける課税仕入れ」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行令第十八条第二項第二号の改正規定、同令第十八条の二の改正規定、同令第十八条の四第四項第三号の改正規定及び同令第十八条の五の改正規定　令和五年五月一日

二　第一条中消費税法施行令第七十条の二の改正規定、同令第七十条の三の改正規定、同令第七十条の五（見出しを含む。）の改正規定及び同令第七十条の九第三項の改正規定　令和五年十月一日

三　第一条中消費税法施行令第十四条第十四号及び第十五号の改正規定　令和六年四月一日

四　第一条中消費税法施行令第九条の改正規定、同令第十一条の改正規定及び同令第四十八条第二項第一号の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定　安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日

（電子決済手段の譲渡等に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の消費税法施行令（次条において「新令」という。）第九条第一項及び第四項、第十一条並びに第四十八条第二項の規定は、前条第四号に定める日以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）に係る消費税について適用し、同日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び同日前に国内において事業者が行った課税仕入れに係る消費税については、なお従前の例による。

（厚生労働大臣の指定に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の消費税法施行令第十四条の三第一号若しくは第八号又は第十四条の四の規定により厚生労働大臣がした指定は、それぞれ新令第十四条の三第一号の規定により内閣総理大臣がした指定又は同条第八号若しくは新令第十四条の四の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣がした指定とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

酒税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十八号

酒税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「いう」の下に「。第五十二条第五項において同じ」を加える。

第五十二条第四項ただし書中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改め、同条に次の一項を加える。

５　前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の酒税法施行令（以下「新令」という。）第五十二条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に酒税法第三十条の六第三項に規定する特例輸入者が新令第五十二条第四項に規定する輸入の許可を受ける酒税法施行令第一条第一項に規定する酒類につき新令第五十二条第四項ただし書の規定を適用する場合について適用する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

たばこ税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十九号

たばこ税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

たばこ税法施行令（昭和六十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「いう」の下に「。第十七条第六項において同じ」を加える。

第八条第三項及び第六項中「（同条第三項の規定によりこれらの書類に含むものとされる電磁的記録を除く。）」を削る。

第十七条第一項及び第二項中「又は法」を「又は」に改め、同条第三項中「法第十三条第一項又は法」を「第十三条第一項又は」に改め、同条第五項ただし書中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改め、同条に次の一項を加える。

６　前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。